

令和6年3月25日 介護予防・日常生活支援総合事業説明会におけるQ&A

介護報酬についての質問	
Q 1	業務継続未策定事業所に対する減算は、訪問系サービス、居宅介護支援事業所については令和7年3月31日まで減算を適用しないことであるが御所市も同様の対応か。
A 1	お見込みのとおり。御所市としても同様の対応です。
Q 2	介護予防・生活支援サービスの報酬変更は10月からとのことであるが、10月1日の利用分からとの理解でよいか。サービスコードはいつ公表されるのか。
A 2	お見込みのとおり。10月1日の利用分からの変更となります。サービスコードについては、現在調整中です。調整が済み次第、御所市ホームページに掲載いたします。
Q 3	総合事業通所型介護で、新たに入浴の有無で包括単位が変わるとのことであるが、例えば「要支援1で月5回利用し、そのうち2回は入浴をしなかった」のような場合はどのような算定をするのか。
A 3	月5回以上の利用の場合（月額報酬/包括単位算定の場合） 介護支援専門員による計画書に基づいてサービスを提供されている中で、月のうち何らかの理由で入浴あり日と入浴なし日が出た場合、「入浴あり」の月額報酬を算定して下さい。 尚、月のうち一度も入浴しなかった場合は「入浴なし」の月額報酬となり、かつ、計画書の見直しを要していると判断します。
Q 4	総合事業訪問型サービスAの要支援1、2、それぞれが利用できる回数については変更はないとの理解でよいか。
A 4	お見込みのとおり。回数の上限に変更はありません。ただし総合事業訪問型サービスAの利用については専門職（ヘルパー）による支援を利用することで自立支援につなげることが目的となります。その上で、なぜその回数が必要であるのかを明確にプランで示す必要があります。
居宅介護予防支援の指定について	
Q 5	今年度より居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受けることができるとのことであるが、御所市においても同様か。
A 5	御所市では、介護予防支援事業者の指定の申請について令和6年10月より受け付け開始の予定で現在調整中です。申請方法・書類等、詳細は後日御所市ホームページにてお知らせいたします。

Q 6	<p>居宅介護予防支援について御所市以外の居宅介護事業所でも指定を受けることができるのか。また地域包括支援センターからの委託は受けることができるのか。</p>
A 6	<p>お見込みのとおり。</p>
Q 7	<p>御所市より居宅介護予防支援の指定を受ければ、要支援1・2の方の依頼について、地域包括を介さずに直接受けることができるようになるとの理解でよいか。</p>
A 7	<p>お見込みの通り。ただし、居宅介護予防支援事業者の指定を受けた事業所が直接契約・担当できるのは「介護予防支援」のみで、通所型・訪問型の総合事業のみを利用する場合の「介護予防ケアマネジメント」につきましては従来どおり地域包括支援センターとの契約が必要になります。居宅介護(予防)支援事業所には、今まで通り地域包括支援センターから「委託」させていただくことになります。</p>
Q 8	<p>居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施できるようになったら、現在、地域包括支援センターで担当されている利用者については引き続き包括で担当されるのか、居宅介護支援事業所に委託されるのか。またその場合はの支援費の算定はどうなるのか。</p>
A 8	<p>今後も地域包括支援センターは居宅介護予防支援事業所としての機能は有します。従いまして現在地域包括支援センターで担当している介護予防支援については、基本的には引き続き担当いたしますが、ケースによっては居宅介護(予防)支援事業所にケアプラン担当をお願いする場合があります。その場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護予防支援事業所の指定を受けている場合は「委託」ではなく「事業所変更」を届出してください。介護報酬は居宅介護支援費Ⅱを算定していただけます。 ・居宅介護予防支援事業所の指定を受けていない場合は「委託」させて頂きます。 <p>その場合は「委託料」をお支払いします。</p>
Q 9	<p>現在、地域包括支援センターより委託されているケースについての扱いはどのようになるのか。</p>
A 9	<p>10月以降、委託先の居宅介護支援事業所が居宅介護予防支援事業所の指定を受けられた場合は、利用者の同意を得て「事業所変更」し、居宅の届出(介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出)を保険者に提出していただき、居宅介護予防支援事業所の指定を受けていない場合は引き続き「委託」させていただきます。「介護予防ケアマネジメント」につきましては、「委託」のまま変更はありません。</p>

Q10	<p>指定を受けた居宅介護予防支援事業所が「介護予防支援」で計画を立てていた利用者が、ある月から総合事業サービスのみの利用になった場合「介護予防ケアマネジメント」となるが、その場合は地域包括支援センターとの契約が必要なのか。またその他に必要な手続きはあるか。</p>
A10	<p>お見込みの通り。「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」にプランが変更になった場合は、地域包括支援センターとの契約が必要ですので必ず地域包括支援センターまでご連絡下さい。契約後プランは委託させていただき、委託料をお支払いすることになります。また「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の変更毎に居宅の届出(介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出)を提出する必要があります。「介護予防ケアマネジメント」の場合は地域包括支援センターが届け出ますが、「介護予防支援」の場合は介護予防支援事業所で届け出る必要がりますのでご注意下さい。</p>
その他	
Q11	<p>要支援1で認知症高齢者の自立度が自立の方の場合は生活支援は「ちょいボラ」で、とのことであるが、利用者やその家族が「同じ要支援1でも週2回のヘルパー利用をしている人もいるので、自分もそうしてほしい」など、ヘルパーの複数回利用を希望される場合どのように伝えればよいか。</p>
A11	<p>令和6年3月25日の「介護予防・日常生活支援総合事業説明会」でご説明させていただいた御所市の実情や訪問介護サービスの現状を踏まえた上で制度の理解を求めていただきたい。また、同じ要支援1でも利用者的心身の状況等は個別性が高く、一律のサービスを提供するのではなく利用者が「できるようになる」という自立支援を目的に利用していただくものであることや「あの人気が2回利用しているから自分も2回利用したい」などの理由では自立支援を目的にしたケアプランには位置づけられることなどを丁寧にご説明いただきたい。</p>
Q12	<p>「訪問介護事業所(ヘルパー)」による生活支援を利用していた要介護の方が、更新認定で要支援1の認定となった場合、総合事業訪問型サービスB(ちょいボラ)に変更しなければならないのか。</p>
A12	<p>生活支援が「総合事業訪問型サービスB(ちょいボラ)」の対象になるのは、"新規"で生活支援に訪問型サービスを利用される場合です。要介護、要支援にかかわらず、それまでに生活支援に「訪問介護サービス」や「総合事業訪問型サービスA」を利用されている場合は、"継続"の扱いとなりますので「総合事業訪問型サービスB(ちょいボラ)」に変更する必要はありません。尚、これは「総合事業訪問型サービスB(ちょいボラ)」の利用を妨げるものではありませんので「総合事業訪問型サービスB(ちょいボラ)」へ変更していただいてもかまいません。</p>